

教育・保育給付認定申請に係る提出書類一覧【1号認定用】

1 副食費減免算定のために必要となる書類

次の各区分に該当する場合にのみ指定した書類を提出してください。

- 保護者が令和8年1月1日時点で福井市に住民登録を有しない場合
(令和8年1月2日以降の転入の場合)

区分	書類	対象者
ア 市民税が給与から引かれている方	令和8年度(令和7年分)市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	父・母
イ 市民税を納税通知書で直接納めている方	令和8年度(令和7年分)市民税・県民税納税通知書の写し (課税根拠のわかるページが必要)	父・母
ウ 上記いずれかの書類が提出できない方	令和8年度(令和7年分)市・県民税所得・課税証明書(写し可) ※令和8年1月1日に住所を有していた自治体で取得可	父・母
エ 外国在住であった方	令和7年1月～令和7年12月分の収入がわかる書類全て (給与支払い明細等)	父・母

※未提出の場合、副食費の減免措置の対象外となります(対象者のみ)。

- 同居の親族が障害者手帳等の交付を受けている場合

交付を受けているいずれかの手帳の写し

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

- 入園児童のきょうだい児が次の施設に通い、在籍している場合

- ①新制度に移行しない幼稚園(福井大学附属幼稚園)

きょうだい児に係る幼稚園の在園証明書(様式別紙)

- ②特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設

各施設が発行する在籍証明書

- 入園児童のきょうだい児が次に該当する場合

- ①児童発達支援を受けている

(児童発達支援センター等に通い、基本動作指導、集団生活への適応訓練等を受けている)

各施設が発行する通所証明書

- ②医療型児童発達支援を受けている

(医療型児童発達支援センター等に通い、児童発達支援及び治療を受けている)

各施設が発行する通所証明書

2 その他

- ひとり親世帯の場合(既に離婚されている場合や未婚の場合で、現在、事実上婚姻関係と同様の生活実態にある方がいない場合) ※下記のいずれかの写し

児童扶養手当証書、**ひとり親家庭等医療費等受給者証**、**戸籍謄本**、**離婚届受理証明書**

- 保護者同士が現在離婚調停中で、お互いの住民登録が別になっている場合

事件係属証明書(家庭裁判所で取得可能)

- 令和8年11月1日以降に福井市に転入する場合

転入誓約書

- 里親に委託されている児童の場合

入所(委託)措置決定通知書

- 中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する支援給付受給世帯の場合

支援給付決定通知書